

合志市硝酸性窒素削減計画策定委員会設置要綱

令和7年8月1日

告示第58号

(設置)

第1条 地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画に基づく、合志市硝酸性窒素削減計画の策定に当たり、必要な事項を検討するため、合志市硝酸性窒素削減計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 硝酸性窒素削減対策に関する本市の個別計画策定に関すること。
- (2) 地下水中の硝酸性窒素削減対策の取組及び調査研究に関すること。
- (3) その他、地下水保全に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 農業関係者
- (3) 熊本県職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要と認めるときは、関係者等に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 委員会に、第2条各号に掲げる事項について具体的な内容を協議し、検討するため、部会を置く。

- 2 部会は、委員又は、委員の属する組織の担当者（以下、「部会員」という。）をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、市民生活部環境衛生課長をもって充てる。
- 4 部会の会議は、協議する事項に応じて必要な者を部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、必要と認めるときは、関係者等に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(謝礼金の支払)

第8条 委員、部会員及び関係者等の謝礼金の額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 承諾書において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、国、県、市等の職員が所属部署の業務として委員会に参加する場合

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部環境衛生課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第8条関係)

区分	謝礼金の額
委員、部会員又は関係者等のうち、大学教授の職にある者	日額 10,000 円
委員及び部会員 (大学教授を除く。)	日額 5,000 円
関係者等 (大学教授を除く。)	日額 5,000 円